

議提議案第 3 号 石綿による建設技能者の健康被害の拡大防止と、
発症した際の労働災害の速やかな認定に関する
意見書

石綿による健康被害は、近年、その深刻な状況が広く知られるようになり、建設技能者が抱く石綿健康管理手帳への期待は膨らむばかりである。

石綿健康管理手帳は、離職の際または離職後に都道府県労働局長に申請することにより交付され、指定された医療機関で定められた項目による健康診断を受けられるものとして建設技能者にとって、なくてはならないものとなっている。

しかし、受診可能な医療機関は、労災指定病院等一部指定医療機関のみであり、受診医療機関が少ないのが実態である。また、石綿による疾病は30年から40年という長期間経過したのちに発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず労働災害の認定に結びつかない事例がある。そのため、早期に労働災害が認定されることは、発症した建設技能者にとって、何よりの支えである。

よって、下記のとおり要望する。

記

- 1 「石綿健康管理手帳」を利用した健康診断が受診できる指定医療機関を拡充すること。
- 2 石綿による疾病に対して早期に労働災害の認定が受けられるように、専門医を増やすこと。また、認定基準の緩和を検討すること。
- 3 労働災害補償制度の更なる拡充と石綿健康管理手帳の周知及び総合的な石綿対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様

議長 新井正夫 様

提出者	議員	松	岡	兵	衛
〃	〃	富	岡	信	吾
〃	〃	新	井	清	次
〃	〃	松	本	富	男
〃	〃	三	浦	和	一
〃	〃	野	澤	久	夫
〃	〃	大	山	美	智子
〃	〃	黒	澤	三	千夫